

日本生協連の提出意見概要と反映状況

主として計画(素案)の変更に係る事項

1. 食品の安全と表示について

〈食品の安全性の確保〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>リスクコミュニケーションの推進を計画に盛り込んでください。 リスクコミュニケーションについては、工程表への記載にとどまっています。リスクコミュニケーションはリスクアナリシスの要素であり、食品安全基本法に基づく食品安全行政を推進するには欠かせないものです。</p>	<p>○ 意見の趣旨を踏まえ、「危害要因に関する調査や低減対策等を実施するとともに、関係者間での意見交換や情報交換等を行うリスクコミュニケーションを継続的に実施する」と変更。</p>

〈食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>食品表示法により義務化される栄養表示が、円滑に実施され、消費者・国民の健康増進に活かせるよう、事業者及び消費者への情報提供や啓発活動を計画と工程表に盛り込んでください。 加工食品への栄養表示が円滑に実施されるよう、データベースの整備など中小事業者への適切な支援をおこなってください。また、消費者が栄養表示をくらしに活かし健康増進に役立てられるように啓発活動をすすめてください。</p>	<p>× 「栄養表示については、小規模の食品関連事業者については省略できることとしている」「一定の条件の下、合理的な推定により得られた値を記載することができる」「食品表示制度については、消費者に対する普及・啓発に努める」ため、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

2. 環境について

〈環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>消費生活と地球規模の環境問題とのつながりについて啓発を強化してください。 今日のグローバル化した社会においては、私たちの消費行動が世界的な環境問題とつながりがあることを理解することが重要です。消費生活と地球規模の環境問題とのつながりについての啓発を強化する必要があります。</p>	<p>× 今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>
<p>消費者の誤解を招きかねない環境情報の監視や、水産物をめぐる諸問題に関する消費者啓発や調査研究の実施を計画と工程表に追記してください。 消費者の誤解を招きかねない商品・サービスに関わる環境情報を監視するしくみの検討も、計画と工程表に追加してください。また、水産資源の枯渇、</p>	<p>△ 意見の趣旨を踏まえ、「有機農産物など環境に配慮した商品・サービスに対する理解と関心についても増進を図る」と変更。</p>

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>生物多様性の喪失には消費者の行動も深くかかわっており、これらの問題に関する消費者啓発や調査研究の実施も、計画と工程表に追記してください。</p>	
<p>再生可能エネルギーを消費者がより選択しやすくなるような環境整備を計画と工程表に追記してください。</p> <p>消費者が自ら選択して公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画できるような環境整備、例えば表示制度の整備が必要です。家庭用エネルギー料金の自由化も踏まえつつ、再生可能エネルギーを消費者がより選択しやすくなるようなしくみの検討を、計画と工程表に追記してください。</p>	<p>×</p> <p>改正電気事業法(2014年6月成立)により「消費者が再生可能エネルギーにより発電された電気を供給する小売電気事業者を選択することも可能」となり、同改正法では「消費者保護に万全を図ることとしている」ため、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

3. 消費者行政・法制度について

〈被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>消費者庁は新たな訴訟制度の周知、適格消費者団体・特定適格消費者団体への支援を着実に実施してください。</p> <p>消費者裁判手続特例法に基づく新たな訴訟制度は複雑で、一般の消費者には理解しづらいのが実情です。消費者が制度を知り、まずは特定適格消費者団体に相談できる環境を醸成する必要があります。消費者庁は、消費者が活用しやすい制度設計とともに制度の周知・広報活動を着実に実施してください。</p>	<p>○</p> <p>指摘を踏まえ、「消費者被害の未然防止・拡大防止の役割を担っている適格消費者団体及び消費者被害回復の役割を担っている特定適格消費者団体については、差止請求関係業務及び被害回復関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の支援の在り方について見直しを行い、必要な施策を実施」と変更。</p>
<p>消費者被害救済のための行政手法の検討を計画と工程表に追記してください。</p> <p>多岐にわたる消費者被害の救済をすすめるためには、被害を発生させた事業者の財産を保全したり、消費者の被害回復を直接図るなどさらなる行政手法の検討が必要であり、制度のあり方について検討をすすめていく旨を計画と工程表に追記してください。</p>	<p>○</p> <p>指摘を踏まえ、「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復制度及び景品表示法の課徴金制度の運用の状況を踏まえつつ、幅広い検討を加える」と変更。</p>

〈地方における体制整備〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>地方消費者行政の充実に向けて、地方公共団体への支援を「継続的」におこなうことを計画と工程表に明記してください。</p> <p>地方公共団体の自主財源への移行が確実におこなわれるまでは、消費者行政に目的を特化した交付金による国の継続的な財政支援が必要不可欠です。計画を「～地方消費者行政活性化交付金や人員・予算の確保に向けた地方の自主的な取組への継続的な支援により～」に変更してください。また、工程表の見出しも「地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への継続的な支援等」に変更してください。</p>	<p>×</p> <p>今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

〈商品・サービスに応じた取引の適正化〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制緩和後の「実施状況の確認と必要に応じた見直し」を計画と工程表に追記してください。</p> <p>経済産業省と農林水産省は、1月23日、商品先物取引法施行規則等を改正し、商品先物取引法における不招請勧誘の禁止を定めた規制の緩和を2015年6月1日から実施することを発表しました。計画と工程表には「商品先物取引法の円滑かつ適正な執行を行う」とだけ記されていますが、「施行後1年後を目途とした実施状況の確認と必要に応じた見直し」を追記してください。</p>	<p>○</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「委託者の保護」という文言を追記したほか、「不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる」ことを追加。</p>

4. 消費者教育について

〈消費者教育の推進〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>地域における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置への国の支援を計画と工程表に追記してください。</p> <p>地域における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置への国の支援についても、計画と工程表に追記をしてください。</p>	<p>○</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「地域における消費者教育については、地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援・促進するとともに、地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する」ことを</p>

日本生協連の提出意見概要	反映状況
	追記。

5. 公共料金等について

〈公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>家庭用エネルギー料金の自由化を踏まえて、消費者の権利を確保するための新たな政策検討の場の設置も計画と工程表に追記してください。</p> <p>家庭用エネルギーについては、自由市場を前提としつつも、それらが生活に不可欠な必需品であることから、基礎的なサービスを適正な価格で利用でき、適切な情報に基づいて選択する消費者の権利を確保するために、情報公開、苦情処理、物価動向のモニタリングと情報提供、行政による事後チェック、公正競争の確保、安全の確保など、行政が一定の関与をする新たな政策制度を検討する必要があります。そのための検討の場の設置を、計画と工程表に追記してください。あわせて、計画の見出しを「～公共料金等の適正性の確保」に変更してください。</p>	<p>×</p> <p>改正電気事業法(2014年6月成立)では、小売電気料金について需要家保護が図られ、小売全面自由化後の電力の取引の適切な監視等を行う規制組織設立のための法律案も今通常国会に提出している。ガス事業法の改正法案も今通常国会に提出しており、今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

6. その他

〈消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>国連消費者保護ガイドラインの国内での周知と施策への反映を計画と工程表に追記してください。</p> <p>国連貿易開発会議(UNCTAD)では、現在、国連消費者保護ガイドラインの改定作業をすすめています。国連消費者保護ガイドラインの日本国内での周知と施策への反映を、計画と工程表に追記してください。</p>	<p>△</p> <p>国連消費者保護ガイドラインの改定案が国連総会で採択された際には和訳し、公表するが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

主として工程表(素案)やKPIの変更・追記に係る事項

〈食品の安全性の確保〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>KPI「ポジティブリスト制度導入にあたって設定された暫定基準値の本基準の設定」への変更</p> <p>厚生労働省の「食品等の規格基準等の設定や食品の監視指導の実施」のKPIには、「ポジティブリスト制度導入にあたって設定された暫定基準値の本基準の設定」を掲げ、達成可能な目標件数を設定してください。</p>	<p>×</p> <p>食品中の農薬等のリスク管理においては、ポジティブリスト制度導入時に設定された暫定基準の見直し(本基準の設定)のみならず、既に本基準となっている農薬の残留基準についても、最新の科学的知見や国内外における農薬等の使用実態に基づき、適切に基準値を設定</p>

日本生協連の提出意見概要	反映状況
	<p>することが必要であるため、暫定基準の見直し以外も含めた「食品中の農薬等の残留基準の設定件数」としており、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>
<p>KPI「意見交換会に参加した参加者の満足度」への変更 意見交換会はリスクコミュニケーションを目的として実施してください。そのため、意見交換会に参加した人の理解の程度を評価するのではなく、参加者が「役に立つ知識が得られた」「良い意見交換ができた」と思えるかどうかを指標にしてください。</p>	<p>× 意見交換会の参加者アンケート項目等の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

〈被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>適格消費者団体・特定適格消費者団体への支援の工程表への明記 消費者裁判手続特例法が施行されれば、特定適格消費者団体への財政面での支援とともに情報面での支援もいっそう重要になります。適格消費者団体へのPIO-NET 端末の設置の検討を、ひき続き、工程表に記載し、なるべく早く具体的な検討を実施してください。</p>	<p>△ 「適格消費者団体及び特定適格消費者団体については、差止請求関係業務及び被害回復関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の支援の在り方について検討会を開催し、検討結果を踏まえた支援策を実施」するとされたが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

〈地方における体制整備〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>KPI「地方消費者行政活性化交付金の活用効果を把握するための指標」の計画と工程表への追記 総務省の「消費者取引に関する政策評価」（2014年4月18日）では、地方消費者行政活性化交付金の効果（特に定量的な効果）の把握ができていないことを指摘され、消費者庁は「効果把握のための指標を設定した上で、その効果を検証すること。それを踏まえ同交付金の交付に当たって活用する仕組みを構築すること」との勧告を受けました。地方消費者行政活性化交付金の活用効果を把握するための指標を、計画と工程表のKPIに追記してください。</p>	<p>× KPIのうち地方公共団体に対する支援の状況に含まれており、今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。なお、地方消費者行政活性化交付金については、2015年度前半に効果検証を実施予定。</p>
<p>「消費生活相談業務の民間委託に関する基準の検討」とKPI「消費生活センターの認知度（消費者意識基本調査）」の工程表への追記</p>	<p>○ 指摘を踏まえ、「消費生活相談等の事務の委託については、委</p>

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>どこに住んでいても質の高い消費生活相談が受けられることを制度的に担保するため、相談業務の民間委託に関する基準の検討を、工程表に追記してください。消費者意識基本調査の「消費生活センターの認知度」も、工程表のKPIに追加してください。</p>	<p>託を実施した場合にも事務の質が低下することのないよう、消費者安全法に基づく基準及びガイドラインの徹底を図る」と変更。</p>

〈消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>リコール情報の周知強化：回収率の公表や「見守りネットワーク」の活用の工程表への追記</p> <p>リコールに関わる各主体の役割を定めたり、回収率を公表すること、「見守りネットワーク」の活用を検討することなども工程表に追記してください。</p>	<p>○</p> <p>意見の趣旨を踏まえ、「製品のリコール情報、製品事故の防止に係る注意喚起等の製品安全に関する情報が広く消費者に周知されるよう、製造・輸入事業者に加えて、流通事業者・関係団体と連携しながら、サプライチェーン全体による自主的取り組みを促す」と変更。</p> <p>見守りネットワークの活用については、「高齢者、障害者等を含めた消費者への情報提供については、地域のネットワーク等を活用し、消費者被害・トラブルや製品リコール情報等が確実に届く仕組みを構築する」と変更。</p>

〈商品・サービスに応じた取引の適正化〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>KPI「携帯電話端末等の物品に係る(初期契約解除ルール)の制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談件数」と「必要に応じた制度的措置の検討」の工程表への追記</p> <p>「ICT サービス安心・安全研究会報告書(2014年12月)」には、店舗販売の場合における「端末等の物品に係る制度化を行わないこと等に起因する苦情・相談が発生した場合には、事業者、代理店が苦情・相談等の減少に自主的に取り組むことを期待し、その効果等を本研究会等の場において注視し、仮に、そうした取組では十分でないということになった場合には、中間とりまとめにおいて示されたような制度的措置の検討を改めて行うことが適当である」とも明記されました。この「苦情・相談件数」を工程表のKPIに追加し、「必要に応じた制度的措置の検討」を</p>	<p>×</p> <p>「電気通信事業法の改正を含めた所要の制度整備の実施状況等を踏まえ、必要な見直しを検討することが適当」「単純に苦情・相談件数をKPIとして掲げることは必ずしも適当でない」ため、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

日本生協連の提出意見概要	反映状況
工程表に追記してください。	

〈高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>個人情報保護法の改正やマイナンバーの利用範囲の拡充に関する「消費者の権利の保護を十分に考慮した制度設計」と「マイナンバー制度の周知」の工程表への追記</p> <p>個人情報保護法については、今通常国会に改正案の提出が予定されています。マイナンバー制度についても、預貯金付番のための関連法案が今通常国会に提出される予定です。これらの制度の導入にあたっては、消費者の知らされる権利や救済を受ける権利が十分に保護されるしくみを検討し実施することを工程表に追記してください。マイナンバー制度については、工程表の個別施策に記述がありません。</p> <p>工程表のKPIには、消費者意識基本調査の結果(個人情報の事業者への提供関連)も追加してください。</p> <p>また、2014年7月9日に発覚した顧客情報大量流出事件などを踏まえ、「過剰反応」を記載するのであれば、「一方で、後を絶たない個人情報流出事案が消費者に与える不安感にも十分留意し」と、工程表に追記してください。</p>	<p>△</p> <p>工程表の当該部分に「マイナンバー制度の周知と適正な運用等」は追加。</p> <p>預貯金付番等については「世界最先端IT国家創造宣言(2014年6月24日閣議決定)及びその工程表に記載し、個人情報保護の観点も踏まえて政府として検討を進めている」ため、当該部分の記述は素案から変更なし。</p> <p>消費者意識基本調査の結果と個人情報流出事案に関する指摘については今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

〈消費者教育の推進〉

日本生協連の提出意見	反映状況
<p>KPI「消費者教育・啓発の受講経験(消費者意識基本調査)」の工程表への追記</p> <p>消費者意識基本調査の「消費者教育・啓発の受講経験」を、工程表のKPIに追記してください。</p>	<p>×</p> <p>今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>
<p>地域における消費者教育のコーディネーターやサポーターの育成・普及の工程表への追記</p> <p>消費者教育推進会議の地域連携推進小委員会では、地域における消費者教育のコーディネーターやサポーターの機能と役割、人材確保、育成・普及のあり方などについて検討を重ねてきました。コーディネーターやサポーターの育成・普及は急務であることから、工程表に追記してください。</p>	<p>○</p> <p>指摘を踏まえ、「地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する」と変更。</p>
<p>多様な主体の例示として「生協」の工程表への追記</p> <p>消費者市民社会の実現に向けた取り組みについては、生協でもこれまで、子どもやその親に対して、食育・産地見学、農業体験、環境活動、福祉たすけあいの取り組みなどを実施してきました。多様な主体の例示として「生活協同組合」を、工程表に追記して</p>	<p>×</p> <p>生協の活動は、消費者市民社会の実現に向けた取組に資するものと考えますが、工程表は関係省庁等が講ずべき具体的施策について記載しており「追記は</p>

日本生協連の提出意見	反映状況
ください。	困難」なため、当該部分の記述に素案から変更なし。

〈公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>都市ガスの小売料金自由化の工程表への追記</p> <p>都市ガスの小売料金自由化に向けた決定過程の透明性確保と消費者参画の機会確保についても、工程表に追記してください。</p>	<p>×</p> <p>ガス事業法の改正法案も今通常国会に提出しており「法案が成立した際には、都市ガス料金の自由化過程での透明性確保と消費者参画の機会確保のための措置を実施していきたい」が、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

〈国の組織体制の充実・強化〉

日本生協連の提出意見概要	反映状況
<p>国際的な消費者課題に関する消費者団体との連携強化の工程表への追記</p> <p>消費者庁内の国際担当者間の連携強化とともに、国際的な消費者課題でも消費者団体との連携が重要です。消費者団体との連携強化を、工程表に追記してください。</p>	<p>×</p> <p>今後の施策の実施の参考にはするが、当該部分の記述に素案から変更なし。</p>

〈反映状況の記号の意味〉

○：意見を反映 △：意見を一部反映 ×：意見が反映されず

以上